

栃木県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（平成17年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) H16年度 の人件費率
H17 年度	人 2,009,498	千円 789,534,804	千円 1,930,100	千円 241,066,116	% 30.5	% 29.8

(参考) 人件費の内訳 教育費 159,581,699 千円
警察費 34,383,228 千円
上記以外 47,101,189 千円

※1 人件費には、職員の給与、特別職の報酬、年金等を含む。

※2 普通会計は、一般会計と特別会計（県営林事業特別会計）を合算したものである。

(2) 職員給与費の状況（平成17年度普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H17 年度	人 25,022	千円 116,775,680	千円 19,427,447	千円 47,209,865	千円 183,412,992	千円 7,330	千円 7,661

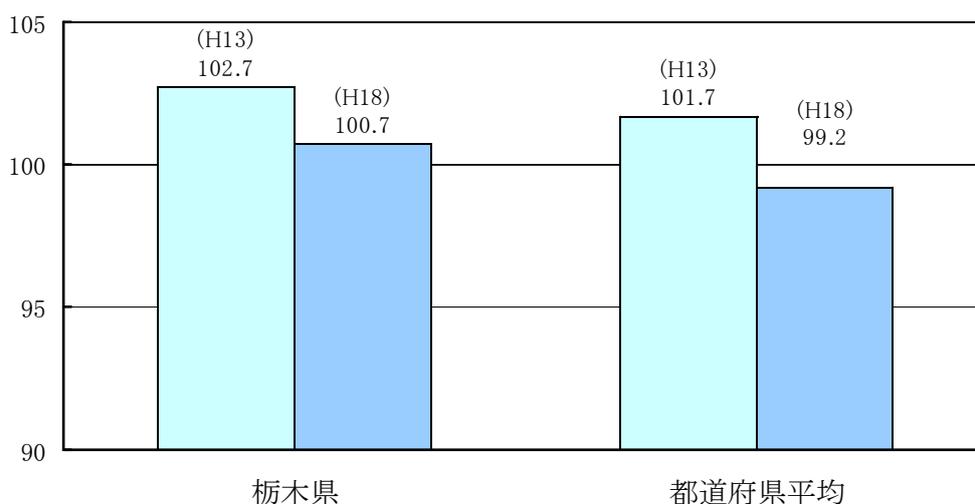
※1 職員手当には、退職手当を含まない。

※2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

- ① 平成17年1月1日から平成20年12月8日までの間、知事等の給料月額について、知事は12%、副知事は10%、出納長は7%（平成19年4月1日廃止）、常勤監査委員及び教育長は5%の減額措置を実施している。
- ② 平成15年1月1日から平成19年12月31日までの間県議会の議長、副議長及び議員の報酬月額について、それぞれ5%の減額措置を実施している。
- ③ 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間、県の一般職の職員のうち、給料の特別調整額（管理職手当）を支給されている職員は、給料の特別調整額を10%減額している。

(4) ラスパイレス指数の状況（平成18年4月1日現在）



※ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(5) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A - B	勧 告 (改定率)		
H18 年度	円 402,668	円 400,445	円 2,223 (0.56%)	% 0.49	% 0.49	% 0.00

※「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較 差 A - B	勧 告 (改定月数)		
H18 年度	月 4.44	月 4.45	月 △0.01	月 0	月 4.45	月 4.45

※「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成18年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
栃木県	43.10 歳	370,263 円	439,274 円	395,664 円
国	40.40 歳	328,477 円	— 円	381,212 円
都道府県平均	43.30 歳	357,341 円	440,094 円	399,383 円

② 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
栃木県	45.05 歳	324,237 円	366,047 円	344,004 円
うち自動車運転手	46.01 歳	339,363 円	387,420 円	362,467 円
うち公仕	48.06 歳	336,823 円	379,778 円	357,744 円
うち土木労務	34.03 歳	246,217 円	286,019 円	268,206 円
国	48.40 歳	286,500 円	— 円	318,595 円
都道府県平均	47.50 歳	340,420 円	394,037 円	372,201 円
民間事業者平均	52.20 歳	—	343,347 円	—

※「民間事業者平均」については、人事委員会が行った「平成18年度職種別民間給与実態調査」で得られたデータをもとに算出している。平成18年度の調査実人員は、26人である。

③ 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
栃木県	43.04 歳	402,742 円	453,930 円
都道府県平均	44.10 歳	404,811 円	472,908 円

④ 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
栃木県	43.00 歳	398,880 円	440,633 円
都道府県平均	43.70 歳	394,247 円	456,303 円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
栃木県	40.09 歳	352,723 円	466,093 円	376,308 円
国	42.10 歳	339,564 円	— 円	384,665 円
都道府県平均	41.00 歳	352,192 円	500,157 円	397,685 円

※1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		栃 木 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	176,800 円	170,200 円
	高 校 卒	142,800 円	138,400 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	138,400 円	—
	中 学 卒	127,700 円	—
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	197,400 円	—
	高 校 卒	153,100 円	—
小・中 学 校 教 育 職	大 学 卒	197,400 円	—
	高 校 卒	153,100 円	—
警 察 職	大 学 卒	202,300 円	197,700 円
	高 校 卒	169,900 円	156,200 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		経 験 年 数 10 年	経 験 年 数 15 年	経 験 年 数 20 年
一 般 行 政 職	大 学 卒	275,030 円	339,006 円	385,492 円
	高 校 卒	223,862 円	284,021 円	330,570 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	206,000 円	258,570 円	301,244 円
	中 学 卒	該当なし	該当なし	該当なし
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	320,622 円	381,750 円	418,683 円
	高 校 卒	239,720 円	267,072 円	324,454 円
小・中 学 校 教 育 職	大 学 卒	320,286 円	380,846 円	411,551 円
	高 校 卒	該当なし	該当なし	該当なし
警 察 職	大 学 卒	293,518 円	348,506 円	386,329 円
	高 校 卒	261,075 円	305,014 円	355,770 円

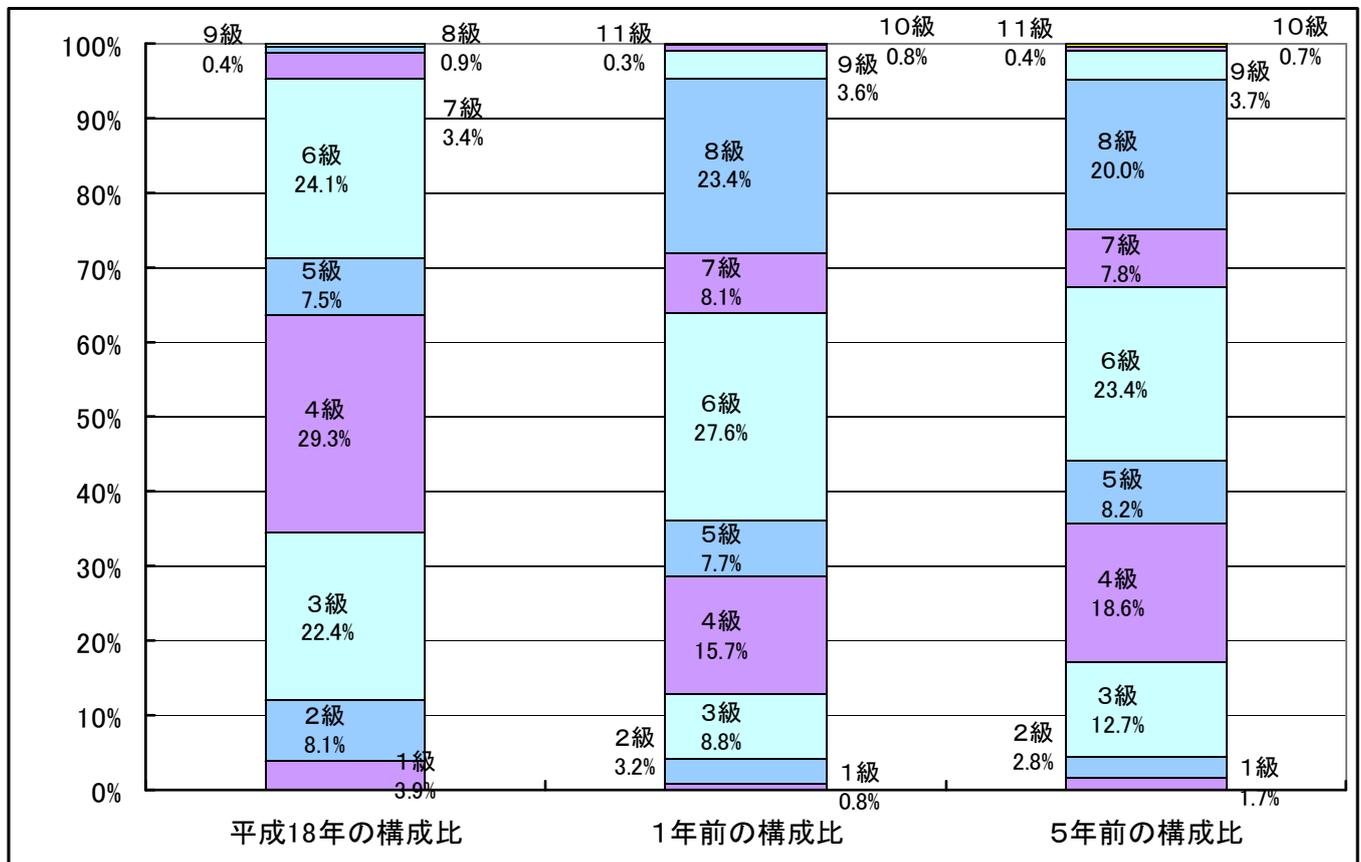
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	211 人	3.9 %
2 級	主事、技師	439 人	8.1 %
3 級	主任、係長	1,214 人	22.4 %
4 級	係長	1,584 人	29.3 %
5 級	課長補佐	407 人	7.5 %
6 級	課長、課長補佐	1,302 人	24.1 %
7 級	課長	183 人	3.4 %
8 級	次長	51 人	0.9 %
9 級	部長	20 人	0.4 %

※1 栃木県の職員の給与に関する条例(昭和27年栃木県条例第1号)に基づく給料表の級区分による職員数である。

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



※ 平成18年に、11級制から9級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職	高等学校 教育職	小・中学校 教育職	警察職
H17 年度	職 員 数 A	人 23,825	人 5,423	人 540	人 3,460	人 11,126	人 3,276
	普通昇給期間(12 ～24月)を短縮し て昇給した職員数 B	人 3,321	人 748	人 81	人 498	人 1,543	人 451
	比 率 B/A	% 13.9	% 13.8	% 15.0	% 14.4	% 13.9	% 13.8
H16 年度	職 員 数 A	人 24,507	人 5,490	人 566	人 4,095	人 11,170	人 3,186
	普通昇給期間(12 ～24月)を短縮し て昇給した職員数 B	人 3,292	人 754	人 76	人 494	人 1,516	人 452
	比 率 B/A	% 13.4	% 13.7	% 13.4	% 12.1	% 13.6	% 14.2

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

栃木県				国			
1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,848 千円				-			
（平成17年度支給割合）				（平成17年度支給割合）			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
6月期	1.4 月分 (0.75) 月分	0.7 月分 (0.35) 月分		6月期	1.4 月分 (0.75) 月分	0.7 月分 (0.35) 月分	
12月期	1.6 月分 (0.85) 月分	0.75 月分 (0.4) 月分		12月期	1.6 月分 (0.85) 月分	0.75 月分 (0.4) 月分	
計	3.0 月分 (1.6) 月分	1.45 月分 (0.75) 月分		計	3.0 月分 (1.6) 月分	1.45 月分 (0.75) 月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%				（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%			

※（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（平成18年4月1日現在）

栃木県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額（平成17年度）					
教 育 職	560 千円	28,990 千円			
警 察 職	6,530 千円	28,994 千円			
上 記 以 外	1,416 千円	27,809 千円			

- ※1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成17年度に退職した職員に支給された平均額である。
 ※2 平成18年4月から、勤続年数に応じた基本額と在職中の公務貢献度に応じた調整額との合計額を支給することとした。

(3) 地域手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（H17年度決算）				82,235 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（H17年度決算）				577,069 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）	22年度の制度完成時（国）	
宇都宮市	8,642 人	0.5 %	1.0 %	6.0 %	
鹿沼市	1,517 人	0.5 %	1.0 %	3.0 %	
小山市	1,489 人	0.5 %	1.0 %	3.0 %	
大田原市	1,186 人	0.5 %	1.0 %	3.0 %	
河内町	419 人	0.5 %	1.0 %	3.0 %	
野木町	148 人	0.5 %	1.0 %	3.0 %	
上記以外の県内市町村	12,727 人	0.5 %	0.0 %	0.0 %	
東京都特別区	18 人	13.0 %	13.0 %	18.0 %	
医師・歯科医師	89 人	11.0 %	11.0 %	15.0 %	
平均支給率		0.5 %	0.6 %		

- ※1 平成17年度支給実績は、調整手当として支給したものである。
 ※2 県内の支給対象地域について、本県では、県内を一体的に捉えた職員の採用や人事異動が行われていることなどを踏まえ、勤務地域による格差は設けずに職員と県内民間の給与水準との均衡を図ることを基本として、4.5%を超えない範囲内で支給することとしている。平成18年4月分の職員と県内民間の月例給を比較したところ、職員が民間を2,223円（0.56%）下回ったため、平成18年4月から県内一律で0.5%を支給することとした。
 ※3 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。
 ※4 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

① 支給実績等

支給実績（平成17年度決算）	1,114,631 千円
内訳 教育費	453,730 千円
警察費	427,796 千円
上記以外	233,105 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	74,200 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成17年度）	55.6 %
手当の種類（平成17年度手当数）	34
手当の種類（平成18年度手当数）	33

② 手当の内容

ア 一般行政職（技能労務職を含む。）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
県税事務従事職員の特殊勤務手当	本庁（税務課）又は県税事務所若しくは自動車税事務所に勤務する職員	県税の賦課及び徴収に関する事務	税務課 （日額） 650円 県税事務所又は自動車税事務所 （月額） 8,000円～16,000円
防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	健康福祉センターに勤務する職員	・感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護若しくは移送若しくは感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業 ・家畜伝染病の病原体を有する家畜若しくは当該病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業	（日額） 330円
教務手当	衛生福祉大学校、県南高等看護専門学院、高等産業技術学校又は農業大学校に勤務する職員	講師としての研修、講義又は実習指導の業務	（月額） 給料月額額の3～10% 支給限度額 9,000円～31,500円
	消防学校又は産業技術センター窯業技術支援センター等に勤務する職員		（日額） 380円 （1時間につき） 150円～500円 支給限度額 6,000円（一月）
放射線取扱手当	健康増進課、健康福祉センター又は産業技術センターに勤務する職員	集団検診におけるエックス線間接撮影並びに放射性同位元素による試験及び検査	（日額） 230～280円
社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	健康福祉センター、児童相談所又は婦人相談所に勤務する職員	社会福祉の現業等の業務	（月額） 5,900円～12,500円
航空業務に従事する職員の特殊勤務手当	消防防災課（航空担当）に勤務する職員	航空機の操縦又は整備に関する業務及び航空機に搭乗して行う業務	（月額） 22,000円 （日額） 430円～870円 （1時間につき） 1,900円～5,100円
精神保健福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	健康福祉センター又は岡本台病院に勤務する職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある者の現地における事前調査業務、精神保健指定医の行う精神障害者等の診察の立会業務又は精神障害者の護送業務	（日額） 330円～450円

廃棄物処理施設の検査業務等に従事する職員の特殊勤務手当	環境整備課又は健康福祉センターの環境部に勤務する職員	し尿処理施設又は産業廃棄物処理施設の検査業務その他の廃棄物の適正な処理の確保のための業務	(日額) 280円～650円
特殊現場作業に従事する職員の特殊勤務手当	土木事務所等に勤務する職員	特殊な現場における調査、測量、監督又は検査等の作業	(日額) 280円～1,260円
家畜等取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当	畜産試験場等に勤務する職員	家畜等を取り扱う作業	(日額) 280円～650円
特殊機械、爆発物及び特殊薬品取扱作業等に従事する職員の特殊勤務手当	酪農試験場等に勤務する職員	特殊機械、爆発物若しくは特殊薬品を取り扱う作業又は人体に有害な物質の発生を伴う作業	(日額) 230円～460円
狂犬病予防業務等に従事する職員の特殊勤務手当	動物愛護指導センター又は健康福祉センターに勤務する職員	狂犬病予防業務等	(日額) 340円
夜間業務手当	岡本台病院、がんセンター又はとちぎリハビリテーションセンターに勤務する看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる業務	(勤務1回につき) 1,100円～3,300円 加算額 (勤務1回につき) 380円～1,140円
道路上作業に従事する職員の特殊勤務手当	土木事務所等に勤務する職員	道路上において交通遮断することなく行う作業又は道路の除雪作業	(日額) 230円～840円
用地取得等交渉業務に従事する職員の特殊勤務手当	土木事務所等に勤務する職員	用地取得又は土地改良事業の施行に伴う換地のための交渉業務	道路対策室又は土木事務所 (月額) 13,000円 上記以外 (日額) 550円～770円
公共土木施設災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当	土木事務所等に勤務する職員	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある河川の堤防等における巡回監視又は応急作業等	(日額) 350円～800円
ダム建設・管理業務に従事する職員の特殊勤務手当	ダムの建設又は管理の業務を行う事務所に勤務する職員	ダムの水位調節、各種観測及びダム施設の保守点検その他ダム管理に必要な業務	日光土木事務所中禅寺ダム管理所 (月額) 5,500円 上記以外 (日額) 280円
解剖補助業務に従事する職員の特殊勤務手当	がんセンターに勤務する臨床検査技師	死体解剖の補助業務	(一体につき) 2,500円
下水道管理事務所に勤務する職員の特殊勤務手当	下水道管理事務所に勤務する職員	管渠、水処理施設若しくは汚泥処理施設内において行う維持管理の業務又は水質若しくは汚泥の分析の業務	(日額) 280円
動物愛護指導センターに勤務する職員の特殊勤務手当	動物愛護指導センターに勤務する職員	県南ドッグセンターの抑留動物の管理業務	(月額) 7,500円

那珂川水系ダム管理事務所及び日光土木事務所三河沢ダム管理所に勤務する職員の特殊勤務手当	那珂川水系ダム管理事務所及び三河沢ダム管理所に勤務する職員	ダム管理に必要な業務	(月額) 5,500円
大田原土木事務所に勤務する職員の特殊勤務手当	大田原土木事務所に勤務する職員	塩那道路の各基点から行程25キロメートル(供用開始区間を除く。)以上の運転業務	12月から翌年4月までの間 (月額) 660円 上記以外 (月額)280円
土木事務所に勤務する職員の特殊勤務手当	土木事務所に勤務する職員	夜間(日没時から日出時までの間をいう。)、早朝(午前8時30分前をいう。))又は暴風雪警報若しくは大雪警報の発令下における除雪用の大型特殊自動車を操作する道路の除雪作業	(月額) 710円～940円
(H18年4月1日廃止)競馬事務所に勤務する職員の特殊勤務手当	競馬事務所に勤務する職員	競馬の開催日における競馬の開催に関する業務	(月額) 700円～980円

イ 教育職(県立学校の事務職等を含む。)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
通信教育指導兼務職員の特殊勤務手当	教育職員(通信教育の指導を本務とする職員を除く。)	学校教育法(昭和22年法律第26号)第45条の規定により県立の高等学校の行う通信教育に関する次に掲げる勤務 1 面接指導 2 添削指導	1の業務に従事したとき (1時間につき) 600円 2の業務に従事したとき (1点につき) 70円 支給限度額 4,200円(一月)
兼務職員の特殊勤務手当	県立学校の教育職員	1 昼間課程の勤務を本務とする者の行う夜間課程の勤務 2 夜間課程の勤務を本務とする者の行う昼間課程の勤務 3 本務校において昼間課程に勤務する者の行う他の学校の昼間課程の勤務 4 高等学校の昼間及び夜間の両課程の勤務に従事した養護教諭又は養護助教諭	1及び2の業務に従事したとき(1時間につき) 1,300円 支給限度額 41,600円(一月) 3の業務に従事したとき (月額) 2,600円 4の業務に従事したとき (月額) 5,100円
夜間本務職員の特殊勤務手当	県立の高等学校の夜間勤務を本務とする職員(教育職員を除く。)	県立の高等学校の夜間勤務(本務に限る。)	(月額) 5,000円
夜間課程を置く学校の事務長の特殊勤務手当	夜間課程を置く学校の事務長	通常の課程のほか、定時制の夜間課程を置く県立の高等学校における勤務	(月額) 3,500円
舎監手当	盲学校、聾学校及び養護学校に勤務する職員	県立学校の寄宿舎の舎監の勤務	(月額) 4,000円
特殊薬品撒布指導等職員の特殊勤務手当	農業に関する課程を置く県立の高等学校の教育職員	農業実習の指導又は学校農場の管理のための、有機りん剤の撒布の実地指導又はその作業	(月額) 230円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員のうち教育委員会が規則で定める職員	当該学級における授業又は指導	(月額) 290円

<p>教員特殊業務手当</p>	<p>市町村立の小学校若しくは中学校又は県立学校の教育職員のうち、職務の級が教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の1級又は2級のもの</p>	<p>次に掲げる業務(当該業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶものに限る)</p> <p>1 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務</p> <p>2 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの</p> <p>3 教育委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日等に行うもの</p> <p>4 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの</p> <p>5 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等に行うもの</p>	<p>1の業務に従事したとき (日額) 3,000円～6,400円</p> <p>2及び3の業務に従事したとき (日額) 1,700円</p> <p>4の業務に従事したとき (日額) 1,200円～1,800円</p> <p>5の業務に従事したとき (日額) 900円</p>
<p>教育業務連絡指導手当</p>	<p>市町村立の小学校若しくは中学校又は県立学校に勤務する教諭のうち、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)に規定する主任等(教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものに限る。)</p>	<p>当該担当に係る業務</p>	<p>(日額) 200円</p>

ウ 警察職

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
<p>教務手当(再掲)</p>	<p>警察学校に勤務する職員</p>	<p>講師としての研修、講義又は実習指導の業務</p>	<p>(日額) 280円</p>
<p>警察職員の特殊勤務手当</p>	<p>警察職員</p>	<p>1 私服員が主として従事する犯罪予防若しくは捜査又は被疑者逮捕の業務</p>	<p>(月額) 11,760円</p>
		<p>2 交通取締用自動二輪車運転業務</p>	<p>(月額) 11,760円</p>
		<p>3 高速道路における交通取締用自動車(2号に掲げるものを除く。)その他特殊自動車運転業務</p>	<p>(月額) 9,660円</p>
		<p>4 交通取締用自動車(2及び3号に掲げるものを除く。)その他特殊自動車運転業務</p>	<p>(月額) 8,820円</p>
		<p>5 被留置者看守及び管理業務</p>	<p>(月額) 5,500円</p>
		<p>6 交通取締業務専務員が行う交通取締業務</p>	<p>(月額) 6,510円</p>
		<p>7 青少年補導業務</p>	<p>(月額) 5,800円</p>
		<p>8 指紋、手口若しくは写真を利用し、又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う犯罪鑑識業務</p>	<p>(月額) 6,700円～11,760円</p>
		<p>9 ステレオカメラ図化業務</p>	<p>(月額) 6,500円</p>

		10 警察官が警察署、交番、駐在所等を拠点として行う警戒及び警ら業務	(月額)	7,140円
		11 通信指令課に勤務し、専ら通信指令業務に従事する職員が行う当該業務	(月額)	1,800円
		12 運転免許路上試験業務	(日額)	280円
		13 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う作業	(日額)	840円～1,680円
		14 那須御用邸等において警衛専従員が行う警ら、立しようその他の警衛業務	(日額)	370円
		15 護衛等業務	(日額)	640円～1,150円
		16 山岳遭難者救助業務	(日額)	840円
		17 6以外の者が行う交通取締業務	(日額)	310円
		18 被疑者護送業務	(日額)	310円
		19 特殊危険物質による被害を受けるおそれのある業務	(日額)	250円～4,600円
		20 防弾装備を着装し、武器を携帯して行う業務	(日額)	260円～1,080円
		21 交通事件又は交通事故に係る道路上の捜査業務	(日額)	250円～800円
		22 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる犯罪予防若しくは捜査、交通取締、看守又は電話交換若しくは通信の業務	(勤務1回につき)	410円～1,100円
		23 死体取扱業務	(勤務1回につき)	1,600円～2,500円
		24 犯罪の予防若しくは捜査、被疑者逮捕、交通取締、交通整理、犯罪鑑識又は爆発物処理の業務に係る事件、事故等が突発的に発生し、これを処理するため、正規の勤務時外において緊急の呼出を受けて、午後9時から翌日の午前5時までの間に従事する犯罪予防等業務	(勤務1回につき)	1,240円
		25 爆発物処理班員が従事する爆発物処理業務	(1件につき)	5,200円
		26 潜水器具を着用して行う水難者の捜索、犯罪の証拠物件の捜索等の潜水業務	(1時間につき)	310円～1,500円
航空業務に従事する職員の特種勤務手当（再掲）	警察職員	航空機の操縦又は整備に関する業務及び航空機に搭乗して行う業務に従事したとき	(月額) (日額) (1時間につき)	22,000円 430円～870円 1,900円～5,100円

特殊機械、爆発物及び特殊薬品取扱作業等に従事する職員の特殊勤務手当（再掲）	警察職員	爆発物若しくは特殊薬品を取り扱う作業又は人体に有害な物質の発生を伴う作業	(日額) 230円～280円
解剖補助業務に従事する職員の特殊勤務手当(再掲)	警察職員	死体解剖の補助業務	(一体につき) 2,500円

(5) 超過勤務手当

支給実績（平成17年度決算）	4,147,127 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）※ （※＝支給実績／平成17年4月1日現在公営企業職員を除く全職員数）	154 千円
支給実績（平成16年度決算）	4,174,305 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）※ （※＝支給実績／平成16年4月1日現在公営企業職員を除く全職員数）	154 千円

(6) その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
				（平成17年度決算）	
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同じ	-	千円	円
	(1) 配偶者（月額） 13,000円			2,814,677	231,642
	(2) 配偶者以外（月額） ① 2人まで それぞれ 6,000円 扶養親族でない配偶者がある場合 うち1人は 6,500円 配偶者がいない場合 うち1人は 11,000円 ②①以外 1人につき 5,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算				
住居手当	自ら居住するための住宅（借間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は所有する住宅（準ずる住宅含む。）に居住する職員に支給	異なる	国の制度 (2) 自宅 2,500円 （新築又は購入後5年間）	千円	円
	(1) 借家・借間（月額） ① 家賃 23,000円以下の場合 家賃 - 12,000円 ② 家賃 23,000円を超える場合 11,000円 + (家賃 - 23,000円) / 2 （最高限度額 27,000円）			1,484,946	119,340
	(2) 自宅（月額） 4,500円				
通勤手当	通勤のために交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とし、通勤距離が片道2km以上である職員に支給	異なる	国の制度 (1) 交通機関等利用職員 全額支給限度額 1箇月当たり 55,000円 (2) 交通用具使用職員 通勤距離に応じて 月額 2,000円 ～24,500円 (3) 交通機関等との併用者駐車場代支給なし	千円	円
	(1) 交通機関等利用職員 ・定期券、回数乗車券代相当額 新幹線鉄道又は高速自動車国道等を利用している場合一定の条件に合えば、特別料金等の2分の1を支給			2,613,727	108,355
	(2) 自動車等交通用具使用職員 通勤距離に応じて （月額） 2,000円～49,460円				
	(3) 交通機関等との併用者 パークアンドライド方式の駐車場利用の場合、利用料金の2分の1を支給（月額2千円を限度）				

給料の特別調整額 (管理職手当)	管理又は監督の地位にある職員に支給	同じ	—	千円	円
	支給額(月額) = 給料月額 × 支給割合 支給割合: 8~25%			1,661,746	771,828
初任給調整手当	医師、歯科医師又は特殊な専門的知識を必要とする職で採用困難あるいは採用に特別な事情があると認められる職に採用された職員に支給	同じ	—	千円	円
	医師又は歯科医師については採用の日から35年以内、その他の職については採用の日から5年以内の期間それぞれ採用の日から1年を経過するごとに減額 支給額(月額) 医師又は歯科医師 306,900円以内 その他 2,500円以内			256,381	2,727,462
単身赴任手当	事務所を異にする異動等に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員に支給	同じ	—	千円	円
	基礎額(月額) 23,000円 加算額(月額) 6,000円~45,000円 (職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上である場合、距離に応じて加算)			130,091	273,876
特勤手当等	生活の著しく不便な地に所在する事務所(特勤事務所)に勤務する職員に支給	同じ	—	千円	円
	支給額(月額) = 特勤手当基礎額 × 支給割合 支給割合 1級地 4/100 2級地 8/100 3級地 12/100			8,688	263,277
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に、その勤務した全時間に対して支給	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算定が異なる。本県では給与額に、初任給調整手当、給料の月額に対する地域手当、月額の特勤手当、給料の月額に対する特勤手当等・へき地手当等及び農林漁業普及指導手当を含める。	千円	円
	勤務1時間当たりの給与額 × 135/100 × 勤務時間数			798,703	257,563
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に、その勤務した全時間に対して支給	同じ	—	千円	円
	勤務1時間当たりの給与額 × 25/100 × 勤務時間数			288,204	215,399
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に勤務回数に応じて支給	同じ	—	千円	円
	(1) 一般の宿日直 4,300円			667,818	255,967
	(2) 福祉施設等における管理監督 7,200円				
	(3) 試験場等における飼養管理 6,800円				
	(3) 研修施設等における当直 6,200円				
(4) 医師、歯科医師 20,000円					

管理職員 特別勤務 手当	給料の特別調整額の支給を受ける職員 が、臨時又は緊急の必要その他の公務 の運営の必要により、週休日又は休日 等に勤務した場合に支給	同じ	-	千円	円
	勤務1回につき 4,000円～12,000円			18,645	155,375
寒冷地 手当	寒冷の地域に在勤する職員に対して地 域及び職員の世帯区分に応じて支給 (11月から翌年3月までの5ヶ月間)	同じ	-	千円	円
	(1) 世帯主である職員 ①扶養親族あり (月額) 17,800円 ②扶養親族なし (月額) 10,200円			435,465	26,950
	(2) その他の職員 (月額) 7,360円				
農林漁業 普及指導 手当	農業、林業又は水産業に従事する者に 接して、農業、林業又は水産業に関す る技術及び知識を普及指導することを 職務とする職員等に支給	/	/	千円	円
	(1) 経営技術課に勤務する普及指導員 等(月額) 給料月額×8%(管理 職員 給料月額×2%)			92,125	402,293
	(2) 農業振興事務所に勤務する普及指 導員等(次長の職にある者を除く。) (月額) 給料月額×10%(管理職 員 給料月額×2%)				
へき地 手当等	へき地学校及びこれに準ずる学校に勤 務する職員に支給	/	/	千円	円
	支給額(月額) = 〔給料(教職調整額を含む。)+扶養 手当〕×支給割合 支給割合 1級地 8% 2級地 12% 3級地 16% へき地学校に準ずる学校 4%			161,542	309,467
定時制 通信教育 手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学 校の教育職員に支給	/	/	千円	円
	給料月額×10%(管理職員8%)			104,970	466,535
産業教育 手当	実習を伴う農業、水産又は工業に関す る科目の授業及び実習を担当する教育 職員に支給	/	/	千円	円
	給料月額×10%(定時制通信教育手 当を受ける者は6%)			208,482	434,338
義務教育 等教員 特別手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務す る教育職員に支給	/	/	千円	円
	(月額) 20,200円の範囲内の額			2,572,027	165,820

5 特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,179,200 円	(1,340,000) 円	
	副 知 事	972,000 円	(1,080,000) 円	
	出 納 長	864,900 円	(930,000) 円	
報 酬	議 長	959,500 円	(1,010,000) 円	
	副 議 長	874,000 円	(920,000) 円	
	議 員	807,500 円	(850,000) 円	
期 末 手 当	知 事 副 知 事 出 納 長	(平成17年度支給割合) 3.3 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成17年度支給割合) 3.3 月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事	134万円×在職月数×0.6	38,592千円	任期毎
	副 知 事	108万円×在職月数×0.45	23,328千円	任期毎
	出 納 長	93万円×在職月数×0.3	13,392千円	任期毎
	備 考			

※1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

※2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

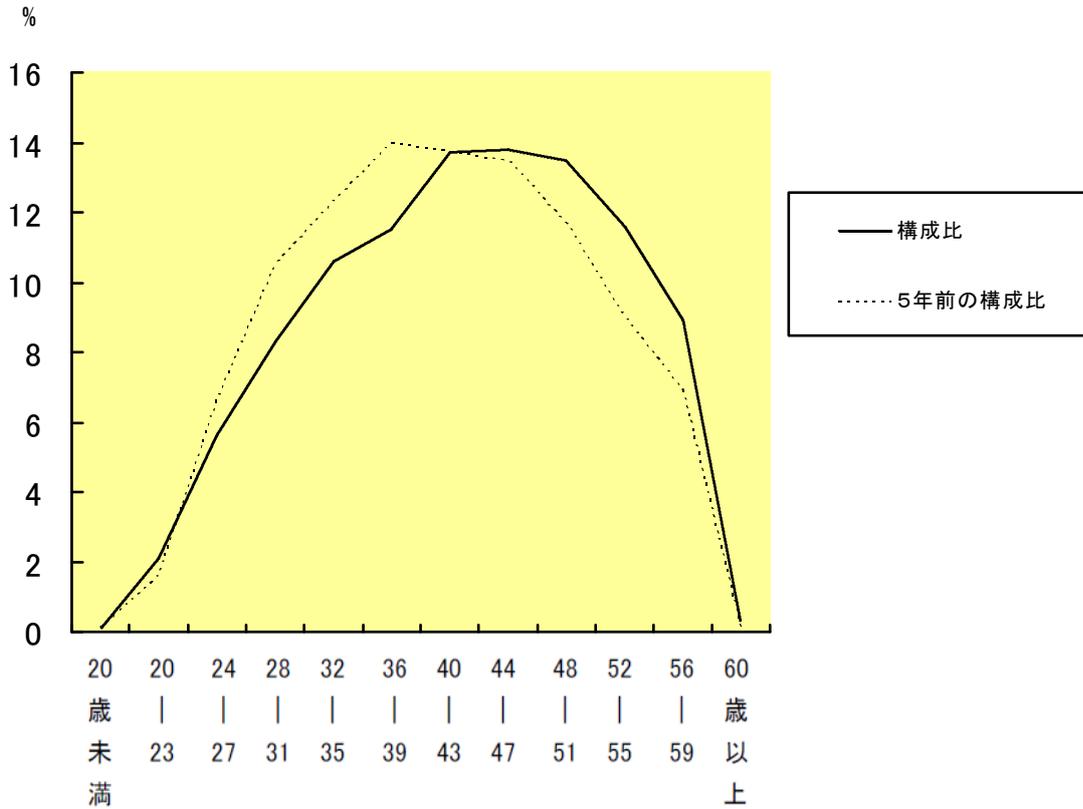
(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成17年	平成18年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	38	38	0	次期総合計画策定終了 児童福祉関係業務増 組織改編、業務見直し 業務見直し 業務見直し
		総務	669	663	△ 6	
		税務	323	323	0	
		民生	427	431	4	
		衛生	697	687	△ 10	
		労働	140	138	△ 2	
		農林水産	1,366	1,341	△ 25	
		商工	231	229	△ 2	
		土木	1,184	1,161	△ 23	
		計	5,075	5,011	△ 64	(参考：人口10万人当たり 職員数 249.37 人)
	教育部門	16,454	16,381	△ 73	児童・生徒数減	
	警察部門	3,570	3,612	42	地方警察官増員	
	小計	20,024	19,993	△ 31	(参考：人口10万人当たり 職員数 994.93 人)	
公営企業等 会計部門		病院	645	636	△ 9	業務見直し 県営競馬事業廃止
		水道	28	28	0	
		下水道	23	23	0	
		その他	101	87	△ 14	
		小計	797	774	△ 23	
合計			25,896 [27,658]	25,778 [27,608]	△ 118	(参考：人口10万人当たり 職員数 1,282.81 人)

※1 職員数は、一般職に属する職員数である。

※2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成18年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳) 23歳	24歳) 27歳	28歳) 31歳	32歳) 35歳	36歳) 39歳	40歳) 43歳	44歳) 47歳	48歳) 51歳	52歳) 55歳	56歳) 59歳	60歳以上	計
職員数	30人	536人	1,445人	2,128人	2,741人	2,969人	3,521人	3,559人	3,486人	2,982人	2,298人	83人	25,778人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

部門	平成17年4月1日 職員数(人)	平成22年4月1日 職員数(人)	増減数(人)	増減率(%)
一般行政部門	5,075	4,746	△ 329	△ 6.5
教育部門	16,454	15,785	△ 669	△ 4.1
警察部門	3,570	3,713	143	4.0
公営企業部門	797	763	△ 34	△ 4.3
計	25,896	25,007	△ 889	△ 3.4

(参考) 栃木県行財政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成23年4月1日	△ 1,014人(△ 3.9%)

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区分		17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～22年	(参考)
部門		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	数値目標
一般行政	職員数	5,075	5,011					—	4,685
	増減		△64					△64(16.4%)	△390
教育	職員数	16,454	16,381					—	15,728
	増減		△73					△73(10.1%)	△726
警察	職員数	3,570	3,612					—	3,706
	増減		42					42(30.9%)	136
公営企業 等会計	職員数	797	774					—	763
	増減		△23					△23(67.6%)	△34
計	職員数	25,896	25,778					—	24,882
	増減		△118					△118(11.6%)	△1,014

※1 計画期間は、平成17年～平成22年の6年間である。

※2 () 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

※3 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を、計の欄にあつては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 電気事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成16年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
H17 年度	2,305,978	296,848	513,275	22.3	22.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
H17 年度	50	212,012	58,790	86,206	357,008	7,140	7,177

※1 職員手当には、退職給与金を含まない。

※2 職員数は、平成18年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	40.82歳	360,496 円	595,013 円
団体平均	40.50歳	371,125 円	599,811 円
事業者	— 歳		— 円

※1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

※2 「—」としたものは、データがないことを示している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

栃木県		栃木県（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,724 千円		1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,848 千円	
（平成17年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分		（平成17年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分	
勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分		勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	
（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%		（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	

※（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

栃木県			栃木県（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額（平成17年度） — 千円 28,283 千円			1人当たり平均支給額（平成17年度） 799 千円 28,574 千円		

※1 栃木県の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額である。

※2 栃木県（一般行政職）の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（H17年度決算）				— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（H17年度決算）				— 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）	22年度の制度完成時（国）	
宇都宮市	9 人	0.5 %	1.0 %	1.0 %	
上記以外の県内市町村	41 人	0.5 %	0 %	0 %	
平均支給率			0.5 %	0.2 %	

※1 平成18年4月に地域手当を新設した。支給対象地域等、内容は一般行政職の制度と同じである。

※2 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

※3 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（平成17年度決算）		13,939 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）		290,405 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成17年度）		96.0 %	
手当の種類（平成18年度手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
施設管理業務手当	出先機関の管理職の技術吏員	—	給料月額の2.0% （上限10,000円）
	出先機関の上記以外の技術吏員及び書記以外の技術員	—	給料月額7.0% （上限25,000円）
危険手当	本庁勤務の職員	坑内作業、高圧接近作業等	1日280円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成17年度決算）	11,729 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	261 千円
支給実績（平成16年度決算）	13,113 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）	279 千円

カ その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （平成17年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （平成17年度決算）
管理職手当	一般行政職の制度参照	同じ	なし	4,107千円	821,318円
扶養手当				7,434千円	239,806円
住居手当				4,181千円	126,682円
通勤手当				13,061千円	272,111円
宿日直手当				2,509千円	125,460円
寒冷地手当				1,830千円	37,353円

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数（人）	平成22年4月1日 職員数（人）	純減数 （人）	純減率 （%）
50	46	△4	△8.0

（参考）栃木県行財政改革大綱における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成23年4月1日	△4人（△8.0%）

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区分		17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～22年	(参考)
部門		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	数値目標
電気事業	職員数	50	50					—	46
	増減		0					(0%)	△4

※1 計画期間は、平成17年～平成22年の6年間である。

※2 () 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

※3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成16年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
H17 年度	1,888,582	808,152	302,619	16.0	14.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
H17 年度	28	129,010	28,381	53,145	210,536	7,519	7,901

※1 職員手当には、退職給与金を含まない。

※2 職員数は、平成18年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	46.11歳	400,418 円	626,594 円
団体平均	44.90歳	405,134 円	657,053 円
事業者	— 歳		— 円

※1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

※2 「—」としたものは、データがないことを示している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

栃木県		栃木県（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（平成17年度）		1人当たり平均支給額（平成17年度）	
1,898 千円		1,848 千円	
（平成17年度支給割合）		（平成17年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 15～22%		・管理職加算 15～25%	

※ () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

栃木県			栃木県（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額（平成17年度）			1人当たり平均支給額（平成17年度）		
－ 千円 29,181 千円			799 千円 28,574 千円		

※1 栃木県の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額である。

※2 栃木県（一般行政職）の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（H17年度決算）				－ 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（H17年度決算）				－ 円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）	22年度の制度完成時（国）
宇都宮市	5 人	0.5 %	1.0 %	1.0 %
上記以外の県内市町村	23 人	0.5 %	0 %	0 %
平均支給率		0.5 %	0.2 %	

※1 平成18年4月に地域手当を新設した。支給対象地域等、内容は一般行政職の制度と同じである。

※2 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

※3 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（平成17年度決算）		8,162 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）		302,305 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成17年度）		96.4 %	
手当の種類（平成18年度手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
施設管理業務手当	出先機関の管理職の技術吏員	－	給料月額の2.0% （上限10,000円）
	出先機関の上記以外の技術吏員及び書記以外の技術員	－	給料月額の7.0% （上限25,000円）
危険手当	本庁勤務の職員	坑内作業、高圧接近作業等	1日280円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成17年度決算）		3,228 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）		134 千円
支給実績（平成16年度決算）		3,390 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）		141 千円

カ その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成17年度決算)
管理職手当	一般行政職の制度参照	同じ	なし	3,569千円	892,371円
扶養手当				4,228千円	234,889円
住居手当				2,339千円	97,438円
通勤手当				5,582千円	199,355円
寒冷地手当				1,273千円	47,141円

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数(人)	平成22年4月1日 職員数(人)	純減数 (人)	純減率 (%)
28	26	△2	△7.1

(参考) 栃木県行財政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成23年4月1日	△2人(△7.1%)

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～22年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
水道事業	職員数	28	28					—	26
	増減		0					(0%)	△2

※1 計画期間は、平成17年～平成22年の6年間である。

※2 ()内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

※3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

(3) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成16年度の総費用に 占める職員給与費比率
H17 年度	千円 636,314	千円 362,743	千円 76,763	% 12.1	% 11.8

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H17 年度	人 8	千円 36,616	千円 6,369	千円 15,216	千円 58,201	千円 7,275	千円 7,345

※1 職員手当には、退職給与金を含まない。

※2 職員数は、平成18年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	46.75歳	399,650 円	606,264 円
団体平均	44.30歳	389,512 円	611,625 円
事業者	— 歳	—	— 円

※1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

※2 「—」としたものは、データがないことを示している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

栃木県		栃木県（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,902 千円		1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,848 千円	
（平成17年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分		（平成17年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	
（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%		（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	

※（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

栃木県			栃木県（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額（平成17年度） — 千円			1人当たり平均支給額（平成17年度） 799 千円		
			28,574 千円		

※ 栃木県（一般行政職）の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（平成17年度決算）				— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）				— 円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）	22年度の制度完成時（国）
宇都宮市	4 人	0.5 %	1.0 %	1.0 %
上記以外の県内市町村	4 人	0.5 %	0 %	0 %
平均支給率		0.5 %	0.5 %	

※1 平成18年4月に地域手当を新設した。支給対象地域等、内容は一般行政職の制度と同じである。

※2 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

※3 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（平成17年度決算）		1,695 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）		211,850 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成17年度）		100.0 %	
手当の種類（平成18年度手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
施設管理業務手当	出先機関の管理職の技術吏員	—	給料月額2.0% （上限10,000円）
	出先機関の上記以外の技術吏員及び書記以外の技術員	—	給料月額7.0% （上限25,000円）
危険手当	本庁勤務の職員	坑内作業、高圧接近作業等	1日280円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成17年度決算）	1,476 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	185 千円
支給実績（平成16年度決算）	1,278 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）	160 千円

カ その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （平成17年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （平成17年度決算）
扶養手当	一般行政職の制度参照	同じ	なし	1,327千円	221,167円
住居手当				531千円	106,200円
通勤手当				1,094千円	156,294円

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数（人）	平成22年4月1日 職員数（人）	純減数 （人）	純減率 （%）
8	8	0	0

（参考）栃木県行財政改革大綱における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成23年4月1日	±0人

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部門	区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～22年 計	（参考） 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
工業用水 道事業	職員数	8	8					—	8
	増減		0					（0%）	0

※1 計画期間は、平成17年～平成22年の6年間である。

※2 （ ）内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

※3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

(4) 用地造成事業

① 職員給与費の状況

ア 平成17年度決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成16年度の総費用に 占める職員給与費比率
H17 年度	千円 1,914,815	千円 △160,049	千円 103,012	% 5.4	% 13.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H17 年度	人 11	千円 53,737	千円 10,595	千円 22,599	千円 86,931	千円 7,903	千円 8,041

※1 職員手当には、退職給与金を含まない。

※2 職員数は、平成18年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	46.73歳	421,591 円	658,569 円
団体平均	46.50歳	422,645 円	667,609 円
事業者	— 歳	—	— 円

※1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

※2 「—」としたものは、データがないことを示している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

栃木県	栃木県（一般行政職）
1人当たり平均支給額（平成17年度） 2,054 千円	1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,848 千円
（平成17年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	（平成17年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分
（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%	（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

※ () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

栃木県			栃木県（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額（平成17年度）			1人当たり平均支給額（平成17年度）		
－ 千円			799 千円		
－ 千円			28,574 千円		

※ 栃木県（一般行政職）の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（平成17年度決算）				－ 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）				－ 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）	22年度の制度完成時（国）	
宇都宮市	11 人	0.5 %	1.0 %	1.0 %	
平均支給率			0.5 %	1.0 %	

※1 平成18年4月に地域手当を新設した。支給対象地域等、内容は一般行政職の制度と同じである。

※2 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

※3 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（平成17年度決算）			851 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）			85,134 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成17年度）			90.9 %
手当の種類（平成18年度手当数）			2
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地交渉手当	全職員	用地取得のための交渉業務	正規の勤務時間内 1日550円
			正規の勤務時間外 1日770円
危険手当	本庁勤務の職員	坑内作業、高圧接近作業等	1日280円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成17年度決算）	2,185 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	273 千円
支給実績（平成16年度決算）	3,296 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）	366 千円

カ その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成17年度決算)
管理職手当	一般行政職の制度参照	同じ	なし	2,639千円	879,570円
扶養手当				1,592千円	227,429円
住居手当				1,080千円	108,000円
通勤手当				1,936千円	215,104円

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数(人)	平成22年4月1日 職員数(人)	純減数 (人)	純減率 (%)
11	8	△3	△27.3

(参考) 栃木県行財政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成23年4月1日	△3人(△27.3%)

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区分	17年 計画始期	18年	19年	20年	21年	22年	17年～22年 計	(参考) 数値目標
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
用地造成 事業	職員数	11					—	8
	増減		0				(0%)	△3

※1 計画期間は、平成17年～平成22年の6年間である。

※2 ()内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

※3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

(5) 施設管理事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成16年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
H17 年度	695,979	83,035	205,062	29.5	29.6

区分	職員数 A	給与費			一人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			
H17 年度	18人	千円 88,414	千円 17,235	千円 38,576	千円 144,225	千円 8,013	千円 7,944

※1 職員手当には、退職給与金を含まない。

※2 職員数は、平成18年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成18年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	45.87歳	422,820 円	667,709 円
団体平均	42.60歳	425,926 円	683,491 円
事業者	— 歳		— 円

※1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

※2 「—」としたものは、データがないことを示している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

栃木県		栃木県（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（平成17年度） 2,143 千円		1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,848 千円	
（平成17年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分		（平成17年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	
（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%		（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	

※（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

栃木県			栃木県（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額（平成17年度） — 千円 32,854 千円			1人当たり平均支給額（平成17年度） 799 千円 28,574 千円		

※1 栃木県の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額である。

※2 栃木県（一般行政職）の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（平成17年度決算）		— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）		— 円		
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）	22年度の制度完成時（国）
宇都宮市	15 人	0.5 %	1.0 %	1.0 %
平均支給率		0.5 %	1.0 %	

※1 平成18年4月に地域手当を新設した。支給対象地域等、内容は一般行政職の制度と同じである。

※2 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

※3 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（平成17年度決算）		1,440 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）		102,877 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成17年度）		77.8 %	
手当の種類（平成18年度手当数）		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険手当	本庁勤務の職員	坑内作業、高圧接近作業等	1日280円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成17年度決算）	3,553 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	254 千円
支給実績（平成16年度決算）	3,109 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）	222 千円

カ その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成17年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）
管理職手当	一般行政職の制度参照	同じ	なし	4,521千円	1,130,367円
扶養手当				3,626千円	241,733円
住居手当				1,111千円	85,462円
通勤手当				2,413千円	134,047円

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数（人）	平成22年4月1日 職員数（人）	純減数 （人）	純減率 （%）
18	15	△3	△16.7

（参考）栃木県行財政改革大綱における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成23年4月1日	△3人（△16.7%）

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部門	区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～22年 計	（参考） 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
施設管理 事業	職員数	18	15					－	15
	増減		△3					(100%)	△3

※1 計画期間は、平成17年～平成22年の6年間である。

※2 （ ）内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

※3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。